

非 認 証 輸 入 自 動 車 等 の
加 速 走 行 騒 音 試 験 業 務
実 施 要 領

一般財団法人 日本自動車研究所

制定	平成 23 年	4 月	1 日
変更	平成 23 年	4 月	12 日
変更	平成 26 年	4 月	1 日
変更	平成 28 年	4 月	1 日
変更	2020 年	7 月	1 日

非認証輸入自動車等の加速走行騒音試験業務実施要領

1. 趣旨

この非認証輸入自動車等の加速走行騒音試験業務実施要領（以下「実施要領」という。）は、一般財団法人日本自動車研究所（以下「研究所」という。）が非認証輸入自動車等の加速走行騒音試験業務（以下「騒音試験」という。）について必要な事項を定め、騒音試験の依頼者（以下「試験依頼者」という。）の利便を図るものである。

2. 騒音試験の種類

研究所は、次に掲げる種類の業務を行うこととする。

- (1) 研究所が試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務
- (2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務
- (3) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表（以下「試験成績表」という。）を発行する業務
- (4) 試験成績表を再発行する業務
- (5) 騒音防止性能確認標章を再発行する業務（試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。）

なお、(1)～(4)の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて行う。

3. 立会いによる騒音試験業務

2.(2)の業務は、試験依頼者が5.(3)の測定方法に基づいた試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合において、試験依頼者は、4.(1)に定める予約手続きを行う際に、2.(2)の業務を希望する旨並びに試験を行う場所及び試験に用いる設備（計測機器）を研究所に申し出なければならない。

4. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等

- (1) 研究所は、インターネット等により騒音試験に関する情報を公開することとし、試験依頼者は、公開された情報に基づき騒音試験の予約手続きを行うこととする。
- (2) 研究所は、試験依頼者からの予約手続きを受け、試験依頼書及び添付書面の提出に関する事項、手数料の収納に関する事項、騒音試験の実施予定日（2.(1)による場合には、試験自動車の搬入日時、試験自動車の準備予定日、試験予定日、試験予備日及び試験自動車の搬出日時）及び実施場所等を試験依頼者に通知することとする。
- (3) 試験依頼者は、(2)の通知の内容に従い、試験依頼書及び添付書面を提出すると共に、別添2に定める額の手数料を納付することとする。この場合において、振り込み手数料は試験依頼者が負担しなければならない。
- (4) 研究所は、試験依頼書及び添付書面の記載に不備がないこと並びに手数料が納付されたことを確認のうえ申請を受け付けることとする。

なお、提出のあった試験依頼書及び添付書面により十分確認を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができることとし、当該資料の提出があった時点で申請を受け付けることとする。

また、申請の受付後には、納付された手数料は返還しないこととする。

5. 騒音試験の実施

研究所は、次により騒音試験を実施する。

- (1) 騒音試験のうち 2.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が立ち会うこととする。
- (2) 騒音試験のうち 2.(2)による場合の実施当日は、研究所の担当者が立ち会うこととする。
- (3) 加速走行騒音の測定については、別添 1 第 1 号に基づき（検査対象外軽自動車等にあつては、これに準じて）実施する。なお、試験自動車の試験時重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。
- (4) 加速走行騒音の測定結果は、試験成績表（第 4 号様式）に記載する。

6. 試験自動車

- (1) 試験依頼者は、研究所に対し、当該自動車等の製作者が定める必要な点検整備を適切に実施したものを提示すること。
- (2) 試験自動車は 4.(3)の試験依頼書、試験自動車の諸元表に記載された自動車と同一であること。
- (3) 試験自動車に備えられた消音器は、消音器本体の外部構造及び内部構造が恒久的方法（溶接、リベット等）により結合されているなど、消音器の騒音低減機構を容易に除去できない構造でなければならない。ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルト止めはこの限りではない。

7. 試験自動車の変更

試験依頼者は、試験実施予定の試験自動車が事故又は故障により試験を受けられない場合は、試験自動車変更届出書（第 3 号様式）を提出することにより、試験自動車を変更することができる。なお、この場合において、変更しようとする自動車は、4.(2)の提出書面に記載された自動車と車名・型式及び構造・装置が同一であり、かつ輸入又は改造を行う者が同一人であること。また、試験実施当日の事故又は故障による場合は、速やかに電話等で研究所担当者に連絡すること。

8. 騒音試験の延期

天候、天災その他やむを得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。

- (1) 騒音試験のうち 2.(1)による場合には、研究所は試験依頼者に対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期された騒音試験業務の手料金は研究所が負担し、試験自動車の提示に係る費用（試験依頼者の申し出により試験自動車を一旦搬出し、再度搬入する場合に限る。）は試験依頼者が負担することとする。
- (2) 騒音試験のうち 2.(2)による場合には、試験依頼者は研究所に対してその旨を連絡し、騒音試験

の実施予定日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務の手数料（その他費用）及び試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。

9. 騒音試験の中止

試験依頼者は、試験自動車の整備状況その他の理由により騒音試験の中止を求めるときは、速やかにその旨を研究所に連絡しなければならない。

また、次のいずれかに該当する場合には騒音試験を中止することとし、研究所は試験依頼者に対してその旨を通知する。この通知以降に試験依頼者が再び騒音試験を求める場合には、新たな騒音試験業務として取り扱うこととする。

- (1) 通知した日時までに騒音試験の依頼書及び添付書面が提出されなかったとき
- (2) 通知した日時までに騒音試験の手数料が振り込まれなかったとき
- (3) 通知した日時までに依頼に係る試験自動車が提示されなかったとき
- (4) 提示された試験自動車又は消音器の諸元が、提出された書面に記載されている事項と相違しているとき
- (5) 提示された試験自動車及び消音器に起因する不具合等により、騒音試験の担当者が業務の継続を不可能と判断したとき
- (6) 試験場内において、研究所担当者の指示に従わないとき

10. 騒音試験の場所

- (1) 騒音試験のうち 2.(1)による場合には、次の場所で行うこととする。

一般財団法人日本自動車研究所 城里テストセンター 走行音試験路面 (JIS D 8301-2013 (ISO 10844-2014) 準拠)

茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多 1328 番 23 号

- (2) 騒音試験のうち 2.(2)による場合には、3.により申し出のあった場所（前項に定める場所と同等であると研究所が認めた場合に限る。）で行うこととする。

11. 試験成績表の発行等

研究所は、騒音試験を実施した結果、加速走行騒音の基準に適合していると認めるときは、試験成績表を発行する。なお、基準に適合していないときは、第 4 号様式の表紙（1 枚目）を付けず、加速走行騒音試験結果成績表（2 枚目）の左上に「参考」の表示を付して発行する。

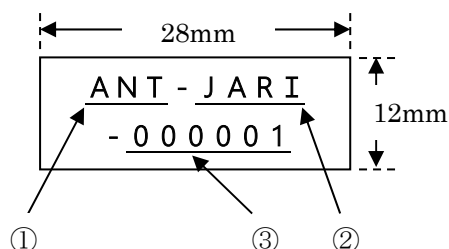
12. 騒音防止性能確認標章の発行等

研究所は、騒音防止性能確認標章の発行等を次により行う。

- (1) 研究所は、騒音試験を実施した結果、加速走行騒音の基準への適合を認めるときは、試験依頼者の求めに応じ、騒音防止性能確認標章を発行する。
- (2) 研究所は、試験成績表（第 4 号様式）の表紙に騒音防止性能確認標章の確認番号を記載する。
- (3) 試験依頼者は、試験成績表（第 4 号様式）の「消音器表示」と同じ位置の見やすい位置に、容易に破損・滅失等しない方法で騒音防止性能確認標章を貼付しなければならない。

13. 騒音防止性能確認標章の様式

騒音防止確認標章の様式は次による。



- ①加速走行騒音を実施したことを示す記号
- ②研究所の略称
- ③車両毎に研究所が決定する確認番号

14. 試験成績表及び騒音防止性能確認標章の再発行

研究所は、試験成績表及び騒音防止性能確認標章の紛失又は棄損を理由に再交付の依頼があった場合は、次によるものとする。

- (1) 研究所は、加速走行騒音試験成績表再発行依頼書（第 5 号様式）の申請を受けて試験成績表を再発行する。この場合、試験成績表（第 4 号様式）には、「再」の表示を付して発行するものとする。
- (2) 研究所は、騒音防止性能確認標章の再発行依頼書（第 6 号様式）の申請を受けて騒音防止性能確認標章を再発行する。この場合、従前の確認番号及び試験成績表は破棄し、新たに確認番号を決定するとともに試験成績表（第 4 号様式）に「再」の表示を付して発行するものとする。

15. 試験成績表等の訂正の制限

研究所は、正当な理由がある場合を除き、試験成績表の記載事項の訂正を行わない。なお、記載事項を訂正する必要があるときは、発行した書面上での訂正は行わず、当該書面を回収した後、新たに試験成績表を作成して発行する。この場合は、騒音防止性能確認標章は再発行しない。

16. 同一型式の範囲

- (1) 試験成績表に記載されている自動車と同一とされる範囲は以下のとおりとする。
「構造・装置等が同一である」とは、当該試験成績表中の「試験自動車」欄に記載されている項目のうち「車名」、「型式」（原動機等の改造により「改」を付した型式以外の型式にあつては、「改」を除く型式）、「原動機型式」、「最高出力」、「変速機の種類」、「車両総重量」、「消音器の個数」、「触媒の有無」及び同成績表添付資料中の「消音器外観」に係る構造・装置等が同一であることをいう。
- (2) 研究所は、加速走行騒音試験結果成績表発行依頼書（四輪車：第 7 号様式、二輪車：第 8 号様式）の申請をうけて、(1)の事項について同一性を確認する。

- (3) 研究所は、(2)の申請を適当と認めるときは、同一型式の自動車に対して第 11 条の試験成績表の発行、及び試験依頼者の求めに応じて第 12 条の騒音防止性能確認標章の発行を行う。

17. 秘密の保持等

騒音試験業務の担当者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 関係法令その他の規程を遵守し、試験等及び事務を厳格、かつ、公正に行うこと。
- (2) 騒音試験の依頼に係る事項及び実施状況並びに結果の取扱い等について、職務上知り得た事項の秘密保持を図ること。

18. 書面等の管理及び帳簿の保管

研究所は、騒音試験結果を記載した書面の交付及び再交付並びに騒音防止性能確認標章について、研究所が定める管理番号を持って管理することとする。また、研究所は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から 20 年間保管することとする。

- (1) 騒音試験の手数料の収納に関する事項
- (2) 騒音試験の申請の受付に関する事項
- (3) 騒音試験結果に関する事項
- (4) 騒音試験結果を記載した書面の交付及び再交付に関する事項
- (5) その他騒音試験の実施状況に関する事項

19. 不正に騒音試験を受けた者等に対する処分

研究所は、次に掲げる場合は、試験依頼者に対し、既に発行した試験成績表及び騒音防止性能確認標章を取り消すこととする。

- (1) 試験依頼者が、試験依頼書又は添付書面への虚偽の記載その他不正な方法により騒音試験を受けたことが発覚した場合
- (2) 試験成績表及び騒音防止性能確認標章の改ざん等の不正行為が発覚した場合
- (3) 試験依頼者又はその関係者が、不正に騒音防止性能確認標章を表示したことが発覚した場合
- (4) その他、他の試験自動車の騒音試験結果をもとに研究所が必要と認める場合

20. 責任の明確化

研究所は、次に掲げる場合は、試験依頼者に対し損害賠償を含む一切の責任を負わない。

- (1) 天災その他の不可抗力により、試験自動車に損害が生じた場合
- (2) 適正な管理を行ったにもかかわらず試験自動車等に損害が生じた場合
- (3) 試験依頼書等が郵送等の途中において紛失した場合
- (4) 試験依頼者又はその関係者が、研究所が発行した騒音防止性能確認標章を不正に使用した場合
- (5) 試験依頼者からの提出物の記載等に過誤があった場合

21. その他

騒音試験期間中に生じた諸課題は、試験依頼者と研究所とがお互い誠意を持って前向きに問題解決を図るものとする。

附則 この実施要領は、2020年7月1日から変更・実施する。

別添 1 加速走行騒音の試験方法及び基準

(加速走行騒音の試験方法)

1. 適用する基準に応じ、以下のいずれかの方法及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程別添 1 試験規定 (TRIAS) により試験を行う。

- (1) 保安基準の細目を定める告示 (細目告示) 別添 40 「加速走行騒音の測定方法」
- (2) 協定規則第 41 号 (二輪自動車又は原動機付自転車に限る。)
- (3) 協定規則第 51 号 (二輪自動車又は原動機付自転車を除く。)

(加速走行騒音の基準)

2. 前号の試験方法による測定結果が、以下の基準を満たすことを確認する。

- (1) 細目告示別添 40 「加速走行騒音の測定方法」により試験を行った自動車

次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種別		加速走行騒音の基準値 (dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。以下この表において同じ。) を除く。)	車両総重量が 3.5 トン以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を有するもの	82
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	82
小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車に限る。)		82
第一種原動機付自転車		79
第二種原動機付自転車		79

- (2) 協定規則第 41 号の規定により試験を行った自動車

協定規則第 41 号の技術的な要件 (同規則第 4 改訂版の規則 6.2 に限る。) に適合することを確認する。

- (3) 協定規則第 51 号の規定により試験を行った自動車

協定規則第 51 号の技術的な要件 (同規則第 3 改訂版の規則 6.2.2 に限る。) に適合することを確認する。

別添 2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第 2 条に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、研究所の担当者が騒音試験のために出張するときは、第 2 号に定めるその他費用(旅費、日当、宿泊費、移動時間の労務費及び機材輸送費)を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	試験自動車 1 台当たりの手数料(税抜き)		(1)~(4)の業務に併せて騒音防止性能確認標章の発行を希望する場合の手数料 ((1)~(4)の手数料+298 円、税抜き)	
	別添 1 第 1 号の試験の方法		別添 1 第 1 号の試験の方法	
	(1)	(2)又は(3)	(1)	(2)又は(3)
(1)	246,000 円	470,000 円	246,298 円	470,298 円
(2)	45,000 円	60,000 円	45,298 円	60,298 円
(3)	7,000 円		7,298 円	
(4)	4,000 円		4,298 円	
(5)	4,298 円			

(その他費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2

項目	単価
旅費 ^(a)	実費
日帰り日当 (関東地区)	1 日当たり 1,437 円 (税抜き)
日帰り日当 (関東地区以外)	1 日当たり 2,449 円 (税抜き)
宿泊日当	1 日当たり 2,449 円 (税抜き)
宿泊費	1 宿泊当たり 10,648 円 (税抜き)
移動時間 ^(b) の労務費	1 時間当たり 9,660 円 (税抜き)
機材輸送費	実費

(a) 旅費 : 合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片道 100km 以上乗車する場合に使用することとする。

(b) 移動時間 : つくば研究所と確認を行う場所の往復に要する時間のことであり、上記(a)項と同様に計算することとする。